

介護老人保健施設 ウェルケア悠
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

重要事項説明書

介護老人保健施設ウェルケア悠(以下「施設」という)をご利用いただくにあたり、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 施設を運営する事業者について

事業者名称	医療法人 悠明会
代表者氏名	理事長 井村 龍麿
主たる事業所の所在地 (連絡先)	奈良県大和郡山市田中町 728 番地 医療法人悠明会 TEL 0743-55-0210

2 ご利用いただく施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	医療法人悠明会 介護老人保健施設 ウェルケア悠
介護保険 指定事業者番号	奈良県知事指定 2950380010
施設所在地	奈良県大和郡山市田中町 728 番地
連絡先 相談担当者名	TEL 0743-55-0210(代表) FAX 0743-55-0209 中井 由加里
事業所の通常 の事業実施地域	大和郡山市、奈良市、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町

(2) 事業の目的および運営方針

目的	医療法人悠明会が設置する施設において適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士等がご利用者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とします。
----	---

運営方針	1 ご利用者の心身の特性を踏まえて、ご利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、介護、機能訓練、及び日常生活上に必要なサービスを提供し、ご利用者の心身の機能の維持回復並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 2 ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常にご利用者の家族及び身元引受人との連携を図るものとします。 3 前二項のほか、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号及び平成28年2月の一部改正)に定める内容を遵守し、サービスを実施するものとします。
------	--

(3) 施設窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとします。(日・祝日は休み) ただし、年末年始12月31日～1月3日の期間は休業日とします。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分までとします。

(4)施設の定員数及び居室数 (空床利用型)

定員数	160名
居室数	個室 12室 二人部屋 2室 四人部屋 36室

(5)施設の職員体制

施設の管理者	施設長 中井 正之
--------	-----------

職 種	職 務 内 容	人数 (人)	区分	
			常勤(人)	非常勤(人)
医 師	ご利用者の診察、投薬、療養管理、施設運営	2	1	1
看 護 職 員	ご利用者の診療補助、療養管理	17	10	7
介 護 職 員	日常生活援助、レクリエーション実施	60	48	12
支 援 相 談 員	ご利用者・ご家族への相談援助	5	5	0
理学療法士等	日常動作訓練、計画立案	18	11	7
管 理 栄 養 士	食事内容・栄養管理、栄養指導	2	2	0
介護支援専門員	ご利用者の介護サービス計画作成及びケアのマネジメント	2	2	0

薬 剤 師	薬調剤、薬品管理、薬剤指導	1	1	0
事 務 職 員	療養費の請求・料金徴収・建物管理	4	2	2

(6)非常災害対策

防 災 設 備	スプリンクラー・消火器・消火栓・自動火災報知機・非常通報装置 防火扉・非常用電源・非常階段
防 災 訓 練	年2回(うち1回は夜間を想定)

3 提供するサービスの種類

(1)介護保険の給付対象となるサービス

介護計画書の作成	概ね4日以上にわたり継続してご利用されることが予想される場合は、介護支援専門員がサービス内容等を記載した介護計画書を作成し、ご利用者又はその身元引受人に対して説明し、同意を得るものとします。
入浴	1週間に2回以上を原則としています。 入浴前に心身の状況を確認し、ご利用者の状態によっては入浴を中止し清拭等にて代替させていただきます。
介護	介護計画書に沿って、ご利用者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供します。
機能訓練	理学療法士等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持回復を目指した訓練を行います。
健康管理	医師、看護職員が日常的な健康管理を行います。
自立への支援	生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行えるよう援助します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(利用料金の全額をお支払いいただきます。)

お食事	食材料費及び調理費についてご負担いただきます。 お食事の提供時間のおおよその目安は下記のとおりです。 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
おやつ代	食材料費及び調理費についてご負担いただきます。 毎日15:00前後に提供させていただきます。
居室料	ご利用される居室により居室料をご負担いただきます。

その他	個別で必要とされるもの(オムツは除く)については別途定めた料金をご負担いただくか、お持ち込みをお願いします。 (但し、お持ち込み物品については事前に必ずご相談願います。) また、ご希望者のみの予防接種注射代、特別なレクリエーション参加に係る費用はその都度定めた料金をご負担いただきます。
-----	--

4 サービスの利用方法

利用申込	居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員等にご相談下さい。 ご利用の予約は月初に当月分までご予約いただけます。
診療情報提供書	ご利用契約の締結時には、ご利用者の健康状態を把握し、適切な援助を行うため、かかりつけ医師の診療情報提供書をご提出いただきます。
利用契約の終了	1 ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合 実際にサービス利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。 2 自動終了 以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約は終了します。 ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合 ・ご利用者が亡くなられた場合 ・ご利用者の介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合 3 利用の一時中止 ・ご利用者が利用開始予定日の前日の午後3時までには事業者へ通知することなく、サービスを中止した場合、1日分の介護サービス費の1割と1日分の食費・居室料をお支払いいただきます。 但し、サービス利用直前のご利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービスの中止と施設が認めた場合はキャンセル料の請求はしないものとします。 ・前項の場合を除き、前日の午後3時までには食事の中止の申し入れがあった場合は、翌日の食事の全部または一部の食事費は請求しないものとします。 ・ご利用者の心身の状態が著しく悪化し、施設での介護サービス提供が困難であると判断した場合、ご利用を一時中止させていただく場合があります。 4 その他 ・利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内にお支払がない場合には、即座に契約を終了させていただきます。 尚、未払い分についてはお支払いいただきます。 ・ご利用者やご家族等が、当施設及び職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。 この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5 ご利用に当たっての留意事項

来訪・面会	午前9時から午後7時30分までです。(日曜日は午後6時まで)
食事	負担限度額証をお持ちの方は、入所日、退所日に関しては1日単位で食事代を頂きます。
送迎	原則として午前8時30分から午後6時までとさせていただきます。
薬の処方	入所中につきましては、処方せんの発行ができません。 必要な薬は必ずご持参下さい。
他科受診	入所中に他科受診が必要となった際は、状態に応じて受診時に退所となることがあります。(施設での医療面の対応が困難と判断した場合)
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	禁止しています。
食べ物・飲み物	医学上摂取が必要な方以外は、原則持ち込み禁止です。持ち込みを希望される場合は、事前に事業所にお申し出願います。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他のご利用者の居室に立ち入らないでください。
所持品・金銭 貴重品	所持品は必要最小限でお願い致します。金銭・貴重品は施設に持ち込まないようにして下さい。万一の盗難及び物品、電化製品等の破損につきましては、当施設は責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	「営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。
動物飼育	ペットの持込は、禁止しています。

6 施設の利用料・その他の費用について

利用料	別紙料金表のとおりとします。
-----	----------------

7 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用は、毎月の利用合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて翌月の20日頃までにお渡しいたします。
利用料、その他の費用の支払い	利用料のお支払いは、原則口座引落としとさせていただきます。引落日は毎月27日となります。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。領収書の再発行は致しかねますので、必ず保管をお願いします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について	施設及び施設の職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者、その家族及び身元引受人に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	施設は、予め文書で同意を得ない限り、ご利用者、その家族及び身元引受人の個人情報を用いません。但し、ご利用者の救急搬送等の緊急を要する場合は、施設の判断により、医療関係者等にその情報を提供する場合があります。 施設は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9 事故発生時の対応

施設がご利用者に対して行う介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 賠償責任

- 1 介護老人保健施設入所サービス提供にあたって、施設の故意又は重過失によりご利用者が損害を被った場合、施設はご利用者に対して損害を賠償するものとします。ただし、ご利用者またはその家族等に過失がある場合または、施設に重過失や明らかな過失がない場合は、施設は賠償責任を免除され、または賠償額が減額されます。
- 2 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。
- 3 修理又は復元が不可能な場合は、原則として、購入時の価格ではなく、時価(購入価格、使用年数、耐用年数を考慮した額)をその賠償額の範囲とします。
- 4 ご利用者及びご利用者の家族等の責に帰すべき事由により、施設が損害を被った場合、ご利用者及びご利用者の身元引受人は、施設に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

11 損害賠償保険への加入

施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 介護老人保健施設総合補償制度

12 身体拘束について

- 1 施設は、原則としてご利用者に対し、身体拘束を行いません。但し、ご利用者または他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。
- 2 この場合には、介護サービス記録に記載し、身元引受人に対し、事前に十分な説明を行い、同意を得ることとします。介護に際しては、職員は細心の注意を払っていますが、予測し得ない事故(転倒、転落)等が起こる場合があります。

13 緊急時の対応方法について

- 1 施設は、ご利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 施設は、ご利用者に対し、施設における対応が困難であると判断した場合、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前二項の他、サービス利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、施設は身元引受人に対し、緊急に連絡します。

14 高齢者虐待防止について

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます

15 協力医療機関

施設では、下記の医療機関及び歯科診療所に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・JCHO 大和郡山病院・郡山青藍病院・西奈良中央病院・高井病院
- ・小向井歯科クリニック

16 相談・苦情について

ご利用者から苦情又は相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するよう事情の確認を行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討し、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。尚、匿名でのご要望・苦情は施設内各階にご意見・苦情箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

受付責任者	中村 貴信
解決責任者	井村 龍麿

要望・苦情相談窓口

【施設の窓口】 介護老人保健施設 ウェルケア悠	所在地 奈良県大和郡山市田中町 728 番地 電話番号 0 7 4 3 - 5 5 - 0 2 1 0 ファックス番号 0 7 4 3 - 5 5 - 0 2 0 9 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 受付担当 中村 貴信
【大和郡山市の窓口】 大和郡山市介護福祉課	所在地 奈良県大和郡山市北郡山 248 番 4 号 電話番号 0 7 4 3 - 5 3 - 1 1 5 1 (代) ファックス番号 0 7 4 3 - 5 3 - 1 0 4 9 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【奈良市の窓口】 奈良市介護福祉課	所在地 奈良県奈良市二条大路 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 0 7 4 2 - 3 4 - 5 4 2 2 ファックス番号 0 7 4 2 - 3 4 - 2 6 2 1 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【天理市の窓口】 天理市介護保険課	所在地 奈良県天理市川原城町 605 番地 電話番号 0 7 4 3 - 6 3 - 1 0 0 1 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【斑鳩町の窓口】 斑鳩町福祉課	所在地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号 電話番号 0 7 4 5 - 7 4 - 1 0 0 1 ファックス番号 0 7 4 5 - 7 4 - 1 0 1 1 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【安堵町の窓口】 安堵町健康福祉課	所在地 奈良県生駒郡安堵町大字安堵 958 番地 電話番号 0 7 4 3 - 5 7 - 1 5 9 0 ファックス番号 0 7 4 3 - 5 7 - 1 5 9 2 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【奈良県の窓口】 奈良県長寿社会課	所在地 奈良県奈良市登大路町 30 番地 電話番号 0 7 4 2 - 2 7 - 8 5 3 2 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険 団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町 302 番 1 号 奈良県市町村会館内 電話番号 (相談用) 0 1 2 0 - 2 1 - 6 8 9 9 ファックス番号 0 7 4 4 - 2 1 - 6 8 2 2 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

施設の利用料・その他の費用について

※介護保険自己負担分
(1日あたり)

※1単位に地域区分(6級地)単価の 10.27 をかけたものが
金額になります。

	在宅強化型		基本型	
	従来型 個室	多床室	従来型 個室	多床室
介護度	単位数	単位数	単位数	単位数
要支援1	621	660	580	613
要支援2	762	816	721	768
要介護1	797	876	755	829
要介護2	868	950	801	877
要介護3	930	1012	862	938
要介護4	986	1068	914	989
要介護5	1041	1124	965	1042

計算方法：

単位数×日数×10.27=介護保険料

介護保険料×利用者負担率

(1割、2割又は3割)

※必須加算

加算内容	短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護	
	単位数	算定単位	単位数	算定単位
サービス提供体制加算Ⅱ	6	1日	6	1日
夜勤職員配置加算	24	1日	24	1日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の39/1000に地域加算率及び施設適応加算率を乗じた金額の1割～3割			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の17/1000に地域加算率及び施設適応加算率を乗じた金額の1割～3割			

※該当する場合の加算

加算内容	短期入所療養介護		介護予防短期入所療養介護	
	単位数	算定単位	単位数	算定単位
送迎加算	184	1日	184	1日
個別リハビリ加算	240	1日	240	1日
療養食加算	8	1食	8	1食
緊急短期入所受入加算	90	1日	—	—
重度療養管理加算Ⅰ	120	1日	—	—
若年性認知症利用者受入加算Ⅰ	120	1日	120	1日
認知症ケア加算	76	1日	—	—
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限度)	200	1日	200	1日
緊急時治療管理(月3日限度)	518	1日	518	1日
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	34	1日	34	1日
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	46	1日	46	1日

※その他利用料 (単位:円/日)

	一般	限度額認定証をお持ちの方		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費 (1日計)	1,850	300	390	650
朝食	370	—	—	—
昼食	750	—	—	—
夕食	730	—	—	—
おやつ代	155	155	155	155
日用品費	214	214	214	214
教養娯楽費	306	306	306	306
居住費(室料)				
従来型個室	1,970	490	490	1,310
多床室	600	0	370	370

※その他実費料金

	金額/単位
個室(特別室)	2,050
個室(wcなし)	1,500 円/日
2人部屋	1,000
電源使用料 (1品につき)	70 円/日
理美容代	2,200 円~/回
顔剃り	600 円/回
施設洗濯代 (1枚につき)	70 円/枚
業者洗濯代 (1ネットにつき)	770 円/回

1 7 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「介護老人保健施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号及び平成28年2月の一部改正）」の規定に基づき、ご利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県大和郡山市田中町 728 番地
	法人名	医療法人 悠明会
	代表者名	理事長 井村 龍麿
	事業所名	介護老人保健施設 ウェルケア悠
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者	住所	
	ふりがな	
	氏名	印

※代筆者（氏名 ⑩ 続柄： ）

身元引受人 (連帯保証人)	住所	
	ふりがな	
	氏名	印

Ver20191001